

2. 出産したら

出生届・各種手当の申請

【産後すぐ】

申請した項目にチェック

☐ 出生届

- ▶ 窓口 **住民課 ☎096-293-3112**
- ▶ 届出期間 生まれた日を含めて14日以内
- ▶ 届出先 本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの区市役所・町村役場

☐ 児童手当

高校生年代までの児童を養育している方に支給されます。
公務員は勤務先に申請が必要です。

- ▶ 窓口 **子育て支援課 ☎096-293-5981**
- ▶ 支給期間 申請の翌月分から18歳になった後、最初の年度末まで
- ▶ 支給額

	第1子・第2子	第3子以降※2
◎ 3歳未満の児童	15,000円	30,000円
◎ 3歳から高校生年代※1の児童	10,000円	

※1 18歳になった後、最初の年度末まで

※2 22歳（誕生日後、最初の年度末まで）までの養育している子のうち3番目以降の子

◇ 月末に出生した場合：
誕生日から**15日以内**の請求で、
出生翌月分から支給

☐ こども医療費助成制度

子どもが病気やけがで医療機関にかかった場合、保険診療に係る一部負担金の全額を助成します。ただし、健康保険による高額療養費、付加給付金または公的補助があるときは、その額を差し引いた額となります。

- ▶ 窓口 **健康保険課 国保・医療係 ☎096-293-3114**
- ▶ 対象 大津町に住民登録のある0歳から高校3年生まで※の子ども
※18歳になった後、最初の年度末まで
- ▶ 準備物 資格確認書等の加入保険の資格情報がわかるもの
※保険の加入の手続きが済んでからこども医療の手続きをお願いします。

☐ 新生児聴覚検査費助成制度

新生児の聴覚検査にかかる費用の助成を行います。妊娠届の際に配布される「新生児聴覚検査受診票」をご利用ください。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075**

☐ 妊婦支援給付金(2回目)

胎児（出生した子ども）1人あたり5万円を給付します。大津町では生後2か月頃に行う乳児訪問の際に申請についてご案内します。

- ▶ 窓口 **健康保険課 母子保健係（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075**

□ 出産育児一時金

出産した時に、原則加入している健康保険から出生児1人につき50万円が支給されます。

※妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度対象出産でない場合は48万8千円となります。

- ▶ 窓口 国民健康保険の方 **健康保険課** **国保・医療係** ☎096-293-3114
 国保以外の方 **勤務先、協会けんぽ、健康保険組合**など

□ 産前産後期間の国民年金保険料の免除、国民健康保険税の減額制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料・国民健康保険税が免除・減額されます。制度の利用には申請が必要です。

- ▶ 窓口 国民年金保険料の免除 **住民課** ☎096-293-3112
 国民健康保険税の減額 **税務課** ☎096-293-3117

□ 国民健康保険税の就学前の子どもへの減額制度

世帯の国保加入者に就学前の子どもがいる場合は、就学前の子どもの国民健康保険税のうち均等割が減額されます。

- ▶ 窓口 **税務課** ☎096-293-3117

未熟児で生まれてきたときは

【産後すぐ】

● 養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、指定医療機関においての入院治療に要する医療費を助成します。

- ▶ 窓口 **健康保険課** **母子保健係**（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075

赤ちゃん訪問

【産後2～3か月頃】

生後2～3か月を目安に保健師や助産師が全戸訪問を行います。

赤ちゃんの体重の伸びの確認や、予防接種について説明します。

- ▶ 窓口 **健康保険課** **母子保健係**（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075

産後ケア事業

【産後1年未満】

産後1年未満の希望者を対象に、助産師などが訪問型、通所型、宿泊型のケアや指導を行います。町の助成を受けるには、利用前に申請が必要です。詳細はQRコードから大津町ホームページをご確認ください。



- ▶ 窓口 **健康保険課** **母子保健係**（子育て・健診センター1階） ☎096-294-1075

